

「付属機関等の設置について」の理事者側との協議結果

- 1 日 時 平成29年11月13日(月)
- 2 参集者 平山議会改革委員長、渡辺議会改革副委員長、三田議長、大滝副議長
議会事務局長、次長、総務課長、田村人事管理室長、五十嵐副参事
- 3 理事者側意見
 - (1) 付属機関の設置は理事者側でのみ可能。条例により設置し、市長が諮問して、市長に答申され、通常、市長がそれに何らか意見を加えて、市長からの定数・報酬のあるべき姿が議会に対して示される形となる。
その委員も条例が設置されてから市長が選任する。
 - (2) 理事者側としては、やはり、議員定数・報酬を含めた議会改革を議論するために特別委員会を設置したのだから、議会ですっかりした考えを示してもらえれば、報酬審に示す。
 - (3) 議員報酬についての新たな付属機関を設置するとなると、報酬審に屋上屋をかけることにならないか。
 - (4) やはり、議会として「若い人の育成」をとっていくためなど、しっかりとした議論と強い意志、そして根拠が必要。
- 4 協議結果
 - (1) 議会改革調査研究特別委員会で議論し、思いを込めて、報酬審に。
 - (2) 付属機関の設置を市長に依頼する。(執行機関が行う)

【議会による専門的事項に係る調査】

自治法第100条の2

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

「議会において議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために専門的知見の活用ができる。」

- ・一定の調査研究を踏まえたより精度の高い意見の報告を求めたい場合
- ・議会自身で第三者である学識経験者等に調査させることができる。